

特定施設一覧表(騒音)

法令名		騒音規制法			京都府環境を守り育てる条例			
施設分類		特定施設名		条件等	特定施設名		条件等	
金属加工機械	1	イ	圧延機械	出力合計が 22.5kw 以上	(1)		製管機械	
		ロ	製管機械				鍛造機	
		ハ	ベンディングマシン	ロール式で 3.75kw 以上			ワイヤーフォーミングマシン	
		ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く			タンブラー	
		ホ	機械プレス	294 キロニュトン(加圧能力)以上			切断機	
		ヘ	せん断機	3.75kw 以上	(2)	ア	圧延機械	
		ト	鍛造機			イ	ベンディングマシン	
		チ	ワイヤーフォーミングマシン			ウ	液圧プレス	
		リ	ブラスト	タンブラスト以外で密閉式を除く		エ	機械プレス	
		ヌ	タンブラー			オ	せん断機	
	ル	切断機	といしを用いるものに限る	カ		ブラスト		
				キ		自動旋盤		
				ク		高速切断機		
				ケ		平削盤		
コ				型削盤				
圧縮機・送風機		2	空気圧縮機及び送風機	7.5kw 以上 (圧縮機のみ冷凍機用を除く)	(3)	圧縮機	3.75kw	
					(4)	送風機	3.75kw	
粉碎機	3	土砂用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kw 以上	(5)	ア	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		
				イ	その他の用に供する粉碎機			
繊維機械	4	織機	原動機を用いるもの	(1)	織機	原動機を用いるもの		
				(6)	燃糸機			
建設用資材製造機械	5	イ	コンクリートプラント	混練容量 0.45 m³以上	(7)	ア	コンクリートプラント	
		ロ	アスファルトプラント	混練重量 200kg 以上		イ	アスファルトプラント	
—	6	穀物用製粉機	ロール式で 7.5kw 以上	(1)	穀物用製粉機	ロール式で 7.5kw 以上		
木材加工機械	7	イ	ドラムバーカー		(1)		ドラムバーカー	
		ロ	チッパー	2.25kw 以上			碎木機	
		ハ	碎木機		(8)	ア	チッパー	
		ニ	帯のこ盤	製材用 15kw、木工用 2.25kw 以上		イ	帯のこ盤	0.75kw 以上
		ホ	丸のこ盤	製材用 15kw、木工用 2.25kw 以上		ウ	丸のこ盤	0.75kw 以上
		ヘ	かな盤	2.25kw 以上		エ	かな盤	0.75kw 以上
				オ		立のこ盤	0.75kw 以上	
抄紙機	8	抄紙機		(1)	抄紙機			
印刷機械	9	印刷機械	原動機を用いるもの	(1)	印刷機械	原動機を用いるもの		
合成樹脂加工機械	10	合成樹脂用射出成型機		(9)	合成樹脂加工機			
鋳造型機	11	鋳造型機	ジョルト式のもの	(10)	鋳造型機			
その他				(11)	遠心分離機	直径 1.2m 以上		
				(12)	クーリングタワー	0.75kw 以上		
				(13)	重油バーナー	回転式、低空圧式を除く		
				(14)	工業用動力マシン	3 台以上		
				(15)	ガラス研磨機			
				(16)	ニューマチックハンマー			
				(17)	コルゲートマシン			